国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所受託研究規程

平成17年 4月 1日17規程第42号 平成19年 6月28日 改正 平成20年 4月 1日 改正 平成27年 4月 1日 改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)が研究所以外の者から委託を受けて行う研究(以下「受託研究」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(研究委託の申請)

- 第2条 受託研究を実施するときは、必要に応じて研究を委託しようとする者(以下「委託者」という。)から、受託研究申請書(別紙様式)を提出させるものとする。 (受託の決定)
- 第3条 受託研究は、研究所の業務に関連のない研究又は研究所における他の重要な研究 に支障を及ぼす恐れがある研究等適当でないと認められるものについては、行うこと ができないものとする。

(契約の条件)

- 第4条 委託者と契約を締結するときは、次に掲げる条件を付すこととする。
 - 一 受託研究に要する経費(当該研究遂行に直接必要な経費(以下、「直接経費」という。))及び直接経費以外に必要となる経費を勘案して研究書が定める額(以下「間接経費」という。)の合計額をいう。)は、当該研究の開始前に納付すること。
 - 二 間接経費は直接経費の30%に相当する金額とすること。
 - 三研究所は、納付された経費を返還しないこと。
 - 四 研究所は、受託研究終了後も、当該研究に要する経費により取得した物品等を返却しないこと。
 - 五 やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合、研究所 はその責を負わないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者と別段の取り決めをした場合は、この限りでない。 (特許権等の取扱い)
- 第5条 受託研究の業務を担当する職員が当該受託研究に係る業務において発明を行った ときは、特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権は、研究所及び委託者に帰属 する。ただし、共同研究者と別段の取り決めをした場合は、この限りでない。
- 2 研究所は、委託者又は委託者の指定する者に対して前項の権利を適正な対価をもって 譲渡することができる。
- 3 前2項の規定は、次の権利について準用する。
 - (1) 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
 - (2) 意匠権及び意匠登録を受ける権利
 - (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物であって、研究所及び委託

者が特に指定するものに係る同法第21条から第28条までに規定する権利

- (4) 種苗法(平成10年法律第83号)に基づく登録品種及び品種登録を受ける権利
- (5) 第1号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿する ことが可能で財産的価値があるものであって、研究所及び委託者が特に指定するも のを使用する権利

(研究結果の報告等)

第6条 研究所は、受託研究を終了したとき又は中止若しくは延長する必要があるときは、速やかにその旨を委託者に通知するものとする。

(準用)

第7条 一般管理費を納付する受託研究においては、本規程中「間接経費」とあるのは「一般管理費」と読み替えて本規程を適用するものとする。

(適用除外)

- 第8条 以下の受託研究については、この規定の全部又は一部を適用しないものとすることができる。
 - (1) 国際機関との間で行われる受託研究
 - (2) 国、独立行政法人又は地方自治体との間で行われる受託研究
 - (3) その他、特別な事情があると理事長が認めた受託研究 附 則(平成17年4月1日17規程第42号)
 - この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日 改正)

この規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則(平成20年4月1日 改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙様式(第2条関係))

受託研究申請書

年号 年 月 日

印

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 〇〇 〇〇 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人(団体)の場合は名称及び代表者名)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所受託研究規程第2条の規定に基づき、下 記のとおり研究の委託をいたしたく申請します。

記

- 1 研究課題名
- 2 研究の目的
- 3 研究の内容
- 4 委託金額
- 5 希望する研究担当者の氏名
- 6 研究の実施希望期間

年号 年 月 日~年号 年 月 日

7 申立事項

本研究の実施により得られた結果を、研究目的以外に使用する場合には、事前に貴所の承認を得た上で行います。

8 その他

(別紙)

受託研究契約書 (例)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

を甲と

し、を乙とし

を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲は、次に規定する研究を乙の委託により実施する。
 - (1) 研究の題目
 - (2) 研究の目的及び内容
 - (3) 研究の実施期間

(受託研究に要する経費の納付等)

<全納の場合>

第2条の1 受託研究に要する経費(以下「研究費」という。)の額は円とし、乙は本契約締結後甲の発行する請求書により所定の期日までに納付するものとする。

<分納の場合>

第2条の2 受託研究に要する経費一(以下「研究費」という。)の額は、円とし、乙は本契約締結後、下記のとおり分割納付するものとし、甲の発行する請求書により、 所定の期日までに納付するものとする。

記

 第1回目納付
 年号
 年月
 日
 納付金額
 円

 第 回目納付
 年号
 年月
 日
 納付金額
 円

2 甲は、納入された研究費を乙に返還しないものとする。

(設備備品等の提供)

- 第3条 乙は、研究を行うに当たって提供することとされている設備備品等をあらかじめ 甲に提供するものとする。
- 2 前項の設備備品等の搬入、取り付け、取りはずし及び撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、乙から提供された設備備品等については、別紙様式により保管・供用し、当該 研究の終了後、乙からの請求に基づき遅滞なく返還するものとする。
- 4 甲は、研究費により購入した設備備品等については、当該研究終了後も、これを乙に 返還しないものとする。

(人員の派遣)

第4条 乙は、この研究を委託するため研究補助者を派遣する場合は、あらかじめ別紙様式により届出るものとする。なお、乙は、同補助者に係る雇用上の一切の義務を負担するものとする。

(研究の中止等)

第5条 甲は、天災その他やむを得ない事由により研究の継続が困難となった場合は、この研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(研究結果等の通知)

第6条 甲は、受託研究を終了したときは、遅滞なく、その研究結果を乙に通知するもの

とする。

2 甲は、前条の規定に基づき研究を中止し、又は研究期間を延長した場合には、その事由を付し、遅滞なく乙に通知するものとする。

(研究結果の公表)

- 第7条 甲は、受託研究を実施することにより得られた結果等を公表する場合には、あらかじめ乙の承認を受けるものとする。
- 2 前項の場合において甲が学術的意図に基づき学会学会誌等に発表する場合乙はこれを 拒んではならない。ただし、乙の業務上の秘密に属する場合は、この限りではない。 (研究目的以外の使用)
- 第8条 乙は、受託研究により得られた結果を研究の目的以外に使用する場合には、甲の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

- 第9条 甲及び乙は、受託研究の実施に当たり、相手方より開示もしくは提供を受け又は 知り得た情報について適切に管理し、研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。 また、甲及び乙は、当該研究担当者がその所属を離れた後も、相手方より開示を受け た情報に関する秘密を保持する義務を、当該研究担当者に負わせるものとする。ただ し、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明 できる情報
 - 六 書面により事前に開示につき相手方の同意を得たもの

(特許権等の取扱い)

- 第10条 受託研究の業務を担当する職員が当該受託研究の業務について発明したとき は、特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権は、甲及び乙に帰属する。
- 2 前項に係る権利の割合は、○対○とする。
- 3 甲は、乙の希望するところにより、一定期間乙又は乙の指定する者に対して当該特許 権を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。
- 4 前3項の規定は、次の権利について準用する。
 - (1) 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
 - (2) 意匠権及び意匠登録を受ける権利
 - (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物であって、甲及び乙が特に指定するものに係る同法第21条から第28条までに規定する権利
 - (4) 種苗法(平成10年法律第83号)に基づく登録品種及び品種登録を受ける権利
 - (5) 第1号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿する ことが可能で財産的価値があるものであって、甲及び乙が特に指定するものを使用

する権利

(賠償責任)

- 第11条 受託研究の実施に起因して、第三者に対する損害が発生し、かつ、甲に賠償責任が生じたときは、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。
- 第12条 甲は、第5条の規定による研究の中止又は研究期間の延長により生じる一切の 損害につき、その責任を負わないものとする。
- 第13条 甲は、第3条の規定により乙から提供を受けた設備備品等が減失し又はき損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、甲の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わないものとする。

(債権の保全)

第14条 乙は、履行期限までに債務を履行しないときは、遅延金として、当該債務金額 に対して、甲が定める履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、5%を乗じて 計算した金額を甲に納付しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(補則)

- 第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。
- 2 この契約は、年号○○年○○月○○日から適用する。

上記契約書の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を 保存するものとする。

年号 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 〇〇 〇〇

囙

乙住所

会社名

代表者名

钔

(契約書 別紙様式)

(1) 設備備品(第3条第3項関係)

| 名 | 称 | 単 | 位 | 数 | 量 | 形 | 式 | 仕 | 様 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(2) 派遣研究補助者(第4条関係)

| 氏 | 名 | 職 | 名 | 年齢 | 住 | 所 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注)派遣時期及び期間をあらかじめ定める必要がある場合は、その旨を備考欄に記載するものとする。